農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領

制定
３ 農 振 第 ２９２１ 号
令 和 ４ 年 ４ 月 １ 日
農林水産省農村振興局長通知

最終改正　令和６年４月１日付け　５農振第3314号

第１　趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第３の１の（１）の農山漁村発イノベーション対策の実施については、当該要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

第２　定義

１　この要領において「農山漁村発イノベーション」とは、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組をいう。

２　この要領において「地域資源」とは、農林水産物をはじめ、棚田、森林等の農林地及びその景観、ジビエ、バイオマス並びに間伐材のほか、地域に賦存する農林水産業に関わる多様な地域資源をいう。

３　この要領において「農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会」とは、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、管轄区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て組織する協議会をいう。

なお、農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会の名称は、実情に応じて別の名称としても差し支えない。また、複数の市町村で農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会を組織する場合には、当該複数の市町村の区域で４の市町村戦略を策定することができる。

４　この要領において「農山漁村発イノベーション等の取組に関する戦略」とは、都道府県又は市町村が、別記２－２の別表１の事項２の具体的な事業内容の欄の（４）に定める(ア)から(ケ)までに掲げる事項を含む６次産業化、農商工連携及び地産地消を含む農山漁村発イノベーションの取組に関して策定する戦略をいい、このうち都道府県が策定するものを「都道府県戦略」といい、市町村が策定するものを「市町村戦略」という。

５　この要領において「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいう。

（１）主たる事務所の定めがあること。

（２）代表者の定めがあること。

（３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
（４）年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
（５）別記２－１の事業を行う場合においては、都道府県知事が地方農政局長等と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。
（６）別記２－２の事業を行う場合においては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める団体であること。

６　この要領において「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共同体をいう。
（１）構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
（２）定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
（３）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
（４）別記２－１の別表１の事項５の事業を行う場合においては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第７条又は第８条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。
（５）別記２－２の事業を行う場合においては、民間団体等及び特認団体を含む関係者で構成されるものであること。

７　この要領において「生産緑地地区」とは、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区をいう。

８　この要領において「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域をいう。

９　この要領において「振興山村」とは、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村をいう。

10　この要領において「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（※）をいう。
※　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。

11　この要領において「半島振興対策実施地域」とは、半島振興法（昭和 60 年法律

第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。

12　この要領において「離島振興対策実施地域」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。

13　この要領において「沖縄地域」とは、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第３条第１号に規定する沖縄をいう。

14　この要領において「奄美群島」とは、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第１条に規定する奄美群島をいう。

15　この要領において「小笠原諸島」とは、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第４条第１項に規定する小笠原諸島をいう。

16　この要領において「特別豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯をいう。

17　この要領において「指定棚田地域」とは、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。

18　この要領において「中山間地域」とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域をいう。

19　この要領において「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域をいう。

20　この要領において「漁業集落」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第６条第１項から第４項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落をいう。

第３　事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第４から第７までに定めるほか、表１に掲げる事業ごとにそれぞれの別記に定めるものとする。

（表１）

事業名	別記
１　農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）	別記１
２－１　農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）農山漁村発イノベーション推進支援事業	別記２－１
２－２　農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）農山漁村発イノベーションサポート	別記２－２

事業	
２－３　農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	別記２－３
３　農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）	別記３
４　農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）	別記４
５　農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）	別記５

第４　国の助成措置

１　国は、予算の範囲内において、本事業の実施について、別に定めるところにより本交付金を交付する。

２　国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第５　未しゅん功工事について

施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年３月１日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第６　会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

１　分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。

２　事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

３　金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

４　領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

５　人件費の算定等にあっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。

第７　事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

１　予算関係書類

（１）事業実施に関する総会等の議事録及び農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）において代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

（２）予算書及び決算書

（３）分（負）担金賦課明細書

（４）その他

２　工事施行関係書類

（直営施行の場合）

（１）工事材料検収簿及び同受払簿

（２）賃金台帳及び労務者出役簿

（３）工事日誌及び現場写真

（４）建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）

（５）実施設計書及び出来高設計書

（６）その他関係書類

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

（１）入札てん末書類

（２）請負等契約書類

（３）工事完了届及び現場写真

（４）建築確認に係る検査済証（建築工事の場合に限る。）

（５）実施設計書及び出来高設計書

（６）その他

３　経理関係書類

（１）金銭出納簿

（２）分（負）担金徴収台帳

（３）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）

（４）その他

４　往復文書等

（１）農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型、農山漁村発イノベーション創出支援型、農泊推進型及び農福連携型）並びに農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型及び農福連携型）にあっては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画等、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

（２）農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）にあっては、事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書

（３）農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）にあっては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの申請書類（費用対効果分析に係る資料など判断の根拠とした資料を含む。）、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

5　施設管理関係書類
（1）管理規程又は利用規程
（2）財産管理台帳
（3）その他

第８　電磁的記録による作成・保管、電子情報処理組織による申請等

1　この要領に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

2　事業実施主体は、この要領に基づき事業承認者に対して行う申請、報告及び届出（以下「申請等」という。）については、この要領の各規程の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、この要領に基づき当該申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

3　事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、この要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

4　事業承認者は、２の規定により申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

5　事業実施主体が２の規定によりシステムを使用する方法により申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附　則

1　この要領は、令和４年４月１日から施行する。
2　この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成 30 年３月 28 日付け 29 農振第 2311 号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
3　この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年４月１日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
4　この要領の施行に伴い、６次産業化サポート事業実施要領（平成 26 年４月１日付け 25 食産第 4902 号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
5　この要領の施行に伴い、地域の食の絆強化推進運動事業実施要領（令和３年３月 29 日２食産第 6780 号農林水産省食料産業局長通知）は、廃止する。
6　２から５までの通知によって令和３年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。
２　この通知の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
（１）農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成 30 年３月 28 日付け 29 農振第 2262 号農林水産省農村振興局長通知）
（２）農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年３月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知）
（３）農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成 30 年３月 28 日付け 29 農振第 2271 号農林水産省農村振興局長通知）
３　この通知による改正前の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）により令和４年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
４　２の規定による廃止前の通知によって令和４年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附　則
１　この通知は、令和６年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の本要領によって令和５年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別記４

農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び
農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

第１　定義

１　本事業において「地域協議会」とは、構成員として農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体のほか、農業、林業及び水産業のいずれかに関わる者を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。

（１）目的

（２）構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

（３）意思決定方法

（４）解散した場合の地位の継承者

（５）事務処理及び会計処理の方法

（６）会計及び監査の方法

（７）その他運営に関して必要な事項

２　本事業において「空き家住宅」とは、整備事業（別表１の事項４の市町村・中核法人実施型又は事項５の農家民泊経営者等実施型をいう。以下同じ。）を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その改修等の後の住宅が農泊の推進のための計画的利用に供されるものをいう。

３　本事業において「空き建築物」とは、整備事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その改修等の後の建築物が農泊の推進のための計画的利用に供されるものをいう。

４　本事業において「処分制限期間」とは、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第５条に定める期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。

５　本事業において「財産処分」とは、交付対象財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。

６　本事業において「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいう。

７　本事業において「農家民泊」とは、宿泊料を徴収せず無償で居宅等に旅行者を宿泊させ、体験料を徴収して宿泊体験及び農林漁業体験を提供するものをいう。

８　本事業において「農家民泊経営者等」とは、農家民泊を営む者、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項に規定する許可（以下「旅館業法の許可」という。）を受けて宿泊を提供する者、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく届出を行って宿泊を提供する者及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第 46 号。以下「余暇法」という。）に基づく農林漁業体験民宿業者の登録を行って必要な役務を提供する者をいう。

９　本事業において「連携体」とは、地域協議会と単一又は複数の農家民泊経営者等とが次に掲げる事項を定めた協定を締結し、協同で農泊を実施する団体をいう。

（１）目的

（２）事務局、構成員、代表者

（３）農泊を協同で実施するに当たって具体的に行う取組

（４）その他農泊を協同で実施するに当たって必要な事項

第２　事業内容等

交付等要綱第３の２及び別表１により農村振興局長が別に定める交付対象事業の事業内容、事業実施主体、対象地域、事業実施期間、選定要件、交付率及び助成額は、別表１及び別表２に定めるものとする。

第３　事業の実施手続等

１　事業の公募

別表１の事項１から５まで及び６（２）の事業については、農村振興局長が別に定める公募要領により、別表１の事項６（３）の事業については、地方農政局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

２　事業実施の手続

（１）別表１の事項１から５までの事業について

ア　農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定

事業実施主体は、１の選定を受けてから１月以内に交付等要綱第５の農山漁村振興推進計画及び同要綱第６の事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を策定し、別紙様式２号により、別表３に定める事業承認者（以下「事業承認者」という。）に提出するものとする。

振興推進計画等の提出に当たっては、地域協議会が事業実施主体となる場合にあっては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。また、連携体が事業実施主体となる場合にあっては、地域協議会と農家民泊経営者等との協定締結が確認できる資料を添付するものとする。

イ　振興推進計画等策定の留意事項

振興推進計画等の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（ア）事業実施主体が事業を実施するに当たっては、農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体並びに、宿泊、食事及び体験メニューの提供といった機能を担う者を明らかにすること。

（イ）事業実施主体が地域協議会である場合にあっては、農泊実施の中心的な役割を担う法人になることが見込まれる団体が、事業完了時までに法人格を有すること。

（ウ）事業実施主体が地域協議会又は連携体でない場合にあっては、事業完了時までに新たに農泊実施の中心的な役割を担う法人を構成員とする地域協議会を組織すること。

（エ）別表１の事項１、２、４及び５の事業にあっては、事業実施区域の農林漁業に裨益させるため、別紙様式第２号に定める内容を遵守し、当該様式の「５．課題に対する対応（事業実施内容）」において定める営業に当たっての基準を満たすように宿泊・食事・体験の提供に係る営業を行うこと。

（オ）別表１の事項１、２、４及び５の事業にあっては、当該振興推進計画等の期間内における事業の実施によって実現しようとする、地域の売上高及び延べ宿泊者数（人泊）に係る数値目標（以下「数値目標」という。）を必ず定めること。

（カ）別表１の事項１（２）の事業を行う場合にあっては、当該振興推進

計画等の期間内における事業の実施によって実現しようとする以下の数値目標を必ず定めること。

・引き上げる観光コンテンツの料金単価

・売上高については事業着手年度を基準として交付申請額以上の増額を目標に設定すること。

（キ）（オ）の数値目標及び（カ）の数値目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより数値目標の達成に向けた評価指標が適切に表現されていること。

（ク）振興推進計画等の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。

（ケ）事業内容は、振興推進計画等で定めた数値目標及び評価指標に対応した取組内容とすること。なお、自己資金又は他の助成により実施中又は完了した取組と重複する取組が含まれる場合にあっては、当該重複する取組は交付対象外とする。

（コ）別表１の事項２の事業については、受け入れる人材が事業実施主体と連携して本事業に従事することとし、振興推進計画等の提出に当たっては、その人材の履歴書等を添付すること。

（サ）別表１の事項４の事業については、助成額の上限を 2,500 万円とする。ただし、古民家、廃校舎等の遊休資産を改修するものについては、次に掲げるａからｅまでの要件を全て満たす場合には、助成額の上限を 5,000 万円とする。さらに、遊休資産を改修するものについて、ａからｈまでの要件を全て満たす場合には、助成額の上限を１億円とする。

ａ　対象施設について、現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること。

ｂ　地域で取り組む農泊の推進に資する用途に供する改修であること。

ｃ　地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するような一体的な振興推進計画等であること。

ｄ　改修後の対象施設について、自然環境や地域の景観に配慮したものであること。

ｅ　改修後の対象施設について、文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること。

ｆ　対象施設について、市町村が所有権を有し、かつ事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること。

ｇ　改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその施設規模が事業の実施に当たり適正なものであること。

ｈ　対象施設から 10km 以内の地域において、観光客の受入れを主な目的とした振興推進計画等に含まれない宿泊施設が存在しないこと。

（シ）別表１の事項４の事業の対象施設は、目的外使用のおそれがなく事業実施の効果が見込まれる事業実施主体の所有する施設とする。ただし、整備事業が空き家住宅又は空き建築物を宿泊施設に改修するものであり、かつ対象施設が処分制限期間又は 10 年間のいずれか長い期間にわたり農泊の推進に活用される場合に限り、施設の所有者から当該施設を次の方法により借り受けた事業実施主体が当該施設を事業に供することを認めるものとする。

a　施設の所有者が市町村である場合には、使用貸借契約又は賃貸借契約を結ぶこと。

b　施設の所有者が市町村でない場合には、賃貸借契約を結ぶこと。

（ス）別表１の事項５の事業の対象施設は、連携体の構成員である農家民泊経営者等が所有し、宿泊提供の実績を持ち、事業実施の効果が見込まれる施設とし、改修の対象となる設備が目的外使用のおそれのないものとする。

ウ　振興推進計画等の承認

事業承認者は、２の（１）のアにより提出された振興推進計画等の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。

エ　年度別事業実施計画の策定・承認

別表１の事項３、５及び６の事業を除き、事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度において、１年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第３号により年度別事業実施計画を策定し、４月末日までに事業承認者に提出するものとする。

事業承認者は、提出された年度別事業実施計画が適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとする。

オ　ウ及びエに係る計画の報告

事業承認者（農村振興局長を除く。）は、ウにより承認した振興推進計画等及びエにより承認した年度別事業実施計画については別紙様式第１号により、農村振興局長に報告するものとする。

カ　処分制限期間内の財産処分

処分制限期間内に財産処分を行う場合にあっては、国は事業実施主体に対し、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

キ　余暇法に基づく登録

本事業により宿泊施設を整備した場合において、余暇法第２条第５項に定める農林漁業体験民宿業を営む者は、同法第 16 条第１項に定める登録を受けるものとする。

（２）別表１の事項６の事業について

ア　振興推進計画等の策定

事業実施主体は、１の選定を受けてから１月以内に別紙様式４号により振興推進計画等を策定し、事業承認者に提出するものとする。

イ　振興推進計画等の承認

事業承認者は、アにより提出された振興推進計画等の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合にあっては、これを承認するものとする。

ウ　イに係る計画の報告

事業承認者（農村振興局長を除く。）は、イにより承認した振興推進計画等について、別紙様式第１号により農村振興局長に報告するものとする。

（３）環境負荷低減のチェックシートの作成等

事業実施主体は、別紙様式第 10 号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを振興推進計画等に添付して事業承認者へ提出するものとする。

３　振興推進計画等の重要な変更

２の（１）のアからウまで並びにオの振興推進計画等に係る規定並びに（２）の規定は、振興推進計画等の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合

において、２の（１）のア及び（２）のアの規定中「１の選定を受けてから１月以内に」とあるのは、「振興推進計画等を変更するときは」と読み替えるものとする。

ア　総事業費の３割を超える増減

イ　事業実施主体又は事業実施期間の変更

ウ　各事業の追加又は廃止

４　事業の委託

（１）別表１の事項１及び６の事業を行う事業実施主体は、他の民間団体等に事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を振興推進計画等に記載した上で事業承認者の承認を得るものとする。

ア　委託先を決定している場合にあっては、委託先名

イ　委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

（２）事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は相見積りのうち最低価格を提示した者を選定しない場合にあっては、その理由を明らかにした理由書を事業承認者に提出するものとする。

（３）事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第４　助成

交付等要綱第３の２及び別表１により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料、研修手当、工事費、実施設計費並びに工事雑費とする。

また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第５　実施基準等

別表２の事項４又は５の選定要件の欄に掲げる農村振興局長が別に定める基準については、次に掲げるものとする。

１　費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和４年４月１日付け３農振第 3018 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより行うものとし、この分析結果が当該通知の基準を満たすものとする。なお、既存の施設の改修、建物の附帯的な施設又は修景の整備を行う場合にあっては、投資効率を 1.0 とみなすことができるものとする。

２　既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、古民家等の郷土遺産に類する建物、既存の滞在施設等を活用する場合、当該施設に係る改修、建物の附帯的な施設整備等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合における各事業の交付対象は、次のとおりとする。

（１）増築、改築又は併設の事業については、既存施設の取壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。
（２）合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とすることができるものとする。
（３）古品又は古材の利用については、次によるものとする。
ア　古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
イ　使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。
ウ　古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材については、交付対象としないものとする。
エ　古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。
３　交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表等による耐用年数が５年以上のものとする。
４　整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いについては、次のとおりとする。
（１）浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。
（２）温泉水の活用は認めない。
５　大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合であっても交付の対象としないものとする。
６　事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。
（１）都道府県及び近隣市町村における類似施設の賦存状況、利用状況の実績、今後の見込み等
（２）施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等
（３）施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等
（４）施設等の適切な運営に必要となる経営戦略、運営体制等
７　整備する施設等は利用計画等に沿って適正に利用されると認められ、かつ、施設の処分制限期間又は 10 年間のいずれか長い期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
８　個人施設（別表１の事項１（２）の事業（簡易な施設整備を実施する場合に限る。）及び事項５の事業を除く。）、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
９　施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
10　施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
11　施設の整備に係る用地が確保される見通しがない等事業着手までに相当の期間を要すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。
12　事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
13　事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定

されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

14　汎用性のある備品等は、交付対象としないものとする。

15　宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあっては、次に掲げる事項に適合することとする。

（１）実施地域内における農山漁村体験や農林漁業体験と一体的な利用形態を備えていること。

（２）一の計画における宿泊室数が原則として 10 室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合は、この限りではない。

16　別表１の事項５の事業においては、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備及び宿泊施設の質の向上に資する設備の整備に係る経費を交付対象とする。なお、対象施設の所有者が生活利用などの目的外使用を行う設備の整備は、宿泊客と共用する場合であっても、交付対象外とする。

第６　事業の施行

別表１の事項１（２）の事業（簡易な施設整備を実施する場合に限る。）並びに４及び５の事業にあっては、事業実施主体は、次に掲げる事項を踏まえ、事業を施行するものとする。

１　事業の施行

（１）実施設計書の作成

ア　事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ　実施設計書の作成に当たり、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

（２）その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とするときは、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

２　施行方法

（１）施行方法

交付対象事業は、（２）から（５）までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

（２）直営施行

ア　工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、工事の適正な実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ　購入

共同利用機械及び器具の購入については、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、（イ）の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

（イ）競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかった場合

（３）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア　請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。入札業務の執行に当たっては、事業承認者は適切な指導を行うものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、（ウ）の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）事業実施主体が、農林漁業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会等の議決を得る等の手続を行う場合

（イ）事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づきＰＦＩ事業を実施する場合

（ウ）競争入札に付しても入札者がない場合又は落札に至らない場合

イ　工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ　工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

（４）委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

（５）代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア　代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ　代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場

合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

ウ　建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ　施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ　支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正な価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

カ　工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ　工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク　精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3　工事実施の手続

（1）事業実施主体は、本事業に係る工事に着手するときは、別紙様式第５号によ

り、速やかに事業承認者に届け出るものとする。
（２）事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第６号により、事業承認者に届け出るものとする。
（３）事業承認者は、（２）による届け出があった場合にあっては、現地調査等により完了の確認を行い、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示するものとする。
（４）事業実施主体は、（３）による指示があった場合にあっては、手直し等の措置を講じるものとする。

４　契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成９年５月９日付け９経第 895 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第７　施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

１　管理主体

施設等の管理は、事業実施主体（事業実施主体が連携体の場合にあっては、施設等の所有者である連携体の構成員）がこれを行うものとする。ただし、別表１の事項４の事業を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に定める指定管理者が同条第１項の規定による条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、事業実施区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行い、かつ施設等の目的外使用及び他者への転貸借のおそれがないと認められる場合には、次の方法のいずれかにより、その団体等に管理させることができる。ただし、事業実施主体は、引き続き２及び３による施設の管理の責務を負うものとする。
（１）当該団体等と委託契約を結ぶこと。なお、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の期日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利及び義務等必要な事項について、当該団体等と予め協議の上、契約内容に盛り込むものとする。
（２）当該団体と賃貸借契約又は使用貸借契約を結ぶこと。なお、貸与する施設等の種類、設置場所、貸与の年月日、管理方法、貸与を受ける者の権利及び義務等必要な事項について、当該団体等と予め協議の上、契約内容に盛り込むものとする。その際、施設等の目的外使用及び他者への転貸借を禁止する旨も併せて契約内容に盛り込むものとする。

２　管理方法

（１）事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて（昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4086 号農林大臣官房経理課長通知）様式第３号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
（２）事業実施主体は、その管理する施設等について、地域協議会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
（３）（２）の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア　事業名及び目的
イ　種類、名称、構造、規模、型式及び数量
ウ　設置場所
エ　管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
オ　利用者の範囲
カ　利用方法に関する事項
キ　利用料に関する事項
ク　保全に関する事項
ケ　償却に関する事項
コ　更新に必要な資金の積立に関する事項
サ　管理運営の収支計画に関する事項
シ　その他必要な事項

（４）事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

３　利用計画の変更

第５の７の利用計画等の変更については、振興推進計画等策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体はこれを変更できるものとする。

第８　交付対象事業費の内容、構成及び積算

別表１の事項１（２）の事業（簡易な施設整備を実施する場合に限る。）並びに４及び５の事業に係る交付対象事業費の内容等は、以下に掲げるとおりとする。

１　交付対象事業費の内容

（１）建設工事及び製造請負工事費

建設工事及び製造請負工事費の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

ア　工事費
（ア）建設工事費
（イ）製造請負工事費
（ウ）機械器具費
機械器具は汎用性がないものに限る。
イ　実施設計費
ウ　工事雑費
工事雑費は「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和４年４月１日付け３農振第 3019 号農林水産省農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の２」による。

２　本交付金に係る事業費の構成

１の交付対象事業費の構成は、次を標準とする。

（１）建築工事及び製造請負工事
ア　請負施行の場合

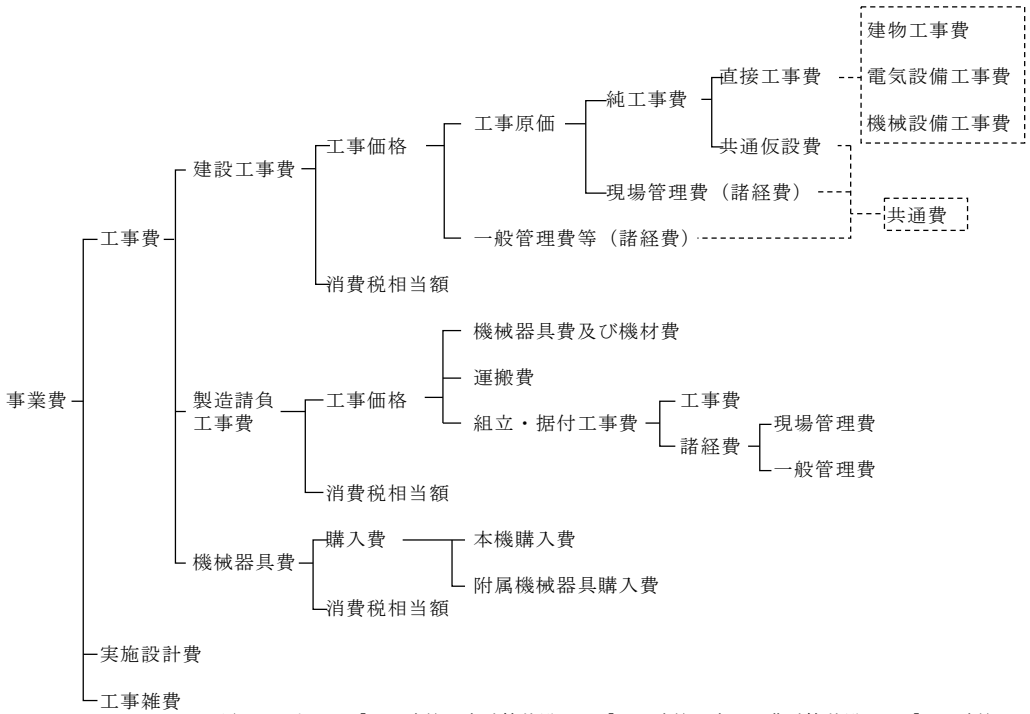

注）この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年３月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

イ　代行施行の場合

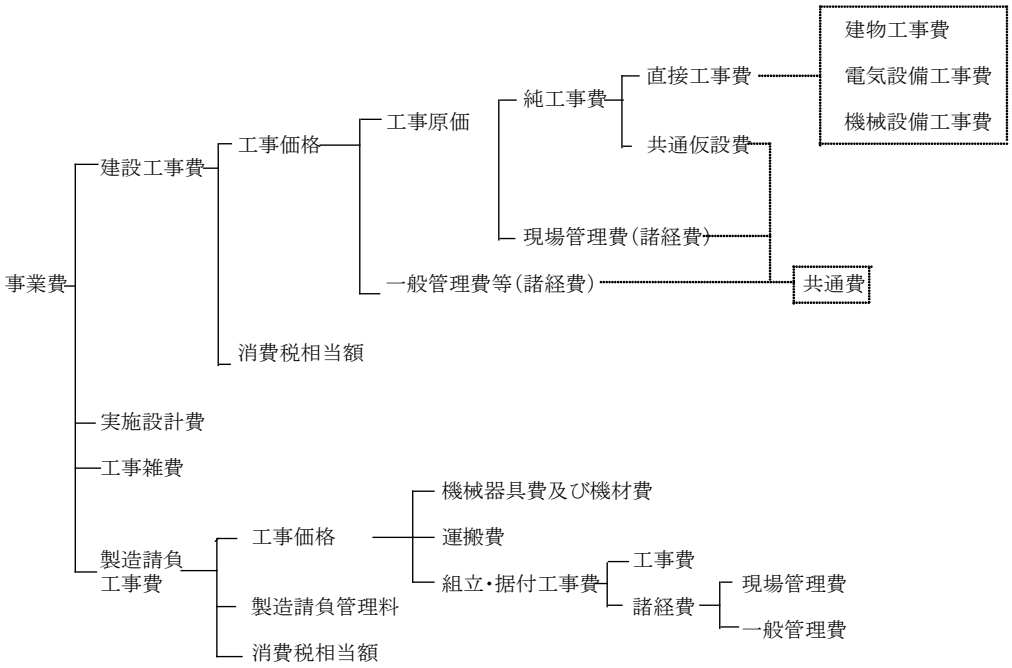

3　本交付金に係る事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法に区別して積算するものとする。

（1）建設工事及び製造請負工事

建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア　工事費

（ア）積算の方法

a　工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費については直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費については機械器具費・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具については本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

b　建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛かり」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

（イ）支給品費

a　支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

b　支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

c　工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

（ウ）古品又は古材

a　古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。

b　請負工事にあっては、当該工事に使用される古品又は古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

（エ）共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区　　分	内　　容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

（オ）諸経費

a　諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする表１に掲げる現場管理費及び表２に掲げる一般管理費等とする。

b　諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表１　現場管理費

区　　分	内　　容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等

退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表２　一般管理費

区　　分	内　　容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額

試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

（カ）消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ　実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ　工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の１によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が事業承認者と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ　代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の５％に相当する額以内とする。

オ　合体施行

合体施行により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分については、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行うとともに、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費の按分は、それぞれの事業費の割合に応じて適正に行うものとする。

第９　事業の評価

別表１の事項１、２、４及び５の事業の評価については、次に掲げる方法で行うものとする。

１　事業実施主体は、事業開始年度から振興推進計画等に定める目標年度までの毎年度について、振興推進計画等に定めた取組状況、事業実績、事業実施体制等を踏まえた総合評価を行い、別紙様式第７号により各年度の翌年度の５月末日までに事業承認者に報告するものとする。

なお、２年目の評価については、第３の２の（１）のイの（イ）又は（ウ）に掲げる事項を考慮し、実施体制の評価を行うこととする。

２　１により報告を受けた事業承認者は、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を地方農政局等のホームページで公表するものとする。また、事業承認者（農村振興局長を除く。）は、当該評価結果を別紙様式第１号により農村振興局長に速やかに報告するものとする。

３　事業承認者は、２の事業評価の内容を評価するに当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。第三者機関は１により報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第８号により事業承認者に報告するものとする。

４　１により報告を受けた事業承認者は、３の結果を踏まえ、目標の達成状況が低調と判断された事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。なお、目標の達成状況が低調な場合とは、次のいずれかに該当するものとする。

（１）事業開始年度から目標年度までの期間において、同計画で定めた目標の達成率が２年続けて 70％未満となった場合又は単年度で 50％未満となった場合

（２）事業実績が、振興推進計画等に定めた農泊推進事業の取組内容に予定する実績の 50％に満たない場合

５　目標年度における目標の達成率が 100％未満であった事業実施主体は、目標年度の翌年度の 12 月末日までに別紙様式第９号に定める改善計画を事業承認者に提出するものとする。

６　目標年度における目標の達成率が 50％未満の場合にあっては、事業承認者は当該事業実施主体に対して目標年度の翌年度中に重点的な指導、助言等を行うものとする（ただし、４の定めるところにより重点的な指導、助言等を行うことが既に確定している事業実施主体は除く。）。

第 10　事業の状況報告

１　事業承認者は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

２　事業承認者は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、第３の２の（１）のイの（エ）に定める要件を満たさないことが確認された場合その他の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。

３　事業承認者は、２の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を振興推進計画等の承認年度に遡って返還することを求めるものとする。

４　事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、事業承認者に随時報告

するほか、これらの者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

第 11　他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる１から５までの施策との連携に努めるものとする。

１　中山間地農業振興指針（平成 29 年３月１日付け 28 農振第 1964 号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた施策

２　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）第 16 条第１項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第 19 条第１項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第 21 条第１項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第 39 条第１項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策

３　デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組に関する施策

４　地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策

５　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に定める国土強靭化地域計画に基づく施策

別表１

事業名	事項	事業内容	事業実施主体	対象地域	事業実施期間
農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）	１　農泊推進事業 （１）農泊地域創出タイプ	農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、ＰＦＩ事業者又は特定非営利活動法人	交付金の交付対象となる地域は、下記のいずれかを含む地域とする。ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第３条第１項の規定により定められた生産緑地地区に所在する施設における取組及び当該地区内における施設の整備については、交付対象としない。 （１）特定農山村地域 （２）振興山村 （３）過疎地域 （４）半島振興対策実施地域 （５）離島振興対策実施地域 （６）沖縄地域 （７）奄美群島 （８）小笠原諸島 （９）特別豪雪地帯 （10）指定棚田地域 （11）旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域	上限２年間
	（２）農泊地域経営強化タイプ	単価の引き上げや経営コストの節減により高付加価値化を目指す新たな取組	地域協議会		
	２　人材活用事業	農泊推進事業の実施に当たり必要となる、以下の人材を活用する取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、ＰＦＩ事業者又は特定非営利活動法人		上限２年間
	（１）研修生タイプ	地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）を活用する取組			
	（２）専門家タイプ	地域内に無い専門的知識を持つ人材（専門家）を活用する取組 （専門知識の例） 事業計画策定、プロジェクトマネジメント、観光コ			

		ンテンツ開発、観光プロモーション、旅行商品開発、マーケティング、ICT 化指導　等		（水田地帯を除く。） (12) 中山間地域 (13) 農業振興地域 (14) 漁業集落	
	3　農家民宿転換促進費	旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組	地域協議会と農家民泊経営者等との連携体		1年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大2年間とすることができる。
農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）	4　市町村・中核法人実施型	古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備する取組	市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、ＰＦＩ事業者又は特定非営利活動法人		上限2年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大4年間とすることができる。

	5　農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が行う以下の取組 ①　旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備 ②　個人旅行者を呼び込むために必要となる宿泊施設の質の向上のための設備の整備	地域協議会と農家民泊経営者等との連携体		1年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大2年間とすることができる。
農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）	6　広域ネットワーク推進事業 （1）都道府県単位における取組 （2）全国単位における取組 （3）地方農政局単位における取組	国内外の旅行者、旅行業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組、農泊に係る取組の拡大を図るための取組、専門家の派遣、経営能力向上のための研修等を行う取組	（1）都道府県単位における取組 都道府県 （2）全国単位における取組 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業 （3）地方農政局等単位における取組 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業		1年間

別表２

事業名	事項	選定要件	交付率及び助成額
農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）	１　農泊推進事業 （１）農泊地域創出タイプ	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 １　農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。 ２　事業完了時までに、地域で生産された農林水産物を用いた食事の提供及び農林漁業体験の提供を行う体制を構築すること。 ３　事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにオンライン予約に対応すること。	１　交付率は、定額とする。 ２　各年度の助成額の上限額は、500 万円とする。
	（２）農泊地域経営強化タイプ	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 １　事項１（１）、事項４若しくは事項５の事業又は令和６年度末までに、農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策若しくは農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）の各事業（広域ネットワーク推進事業を除く）を実施し完了していること。 ２　これまでに上記１の事業において実施した取組（振興推進計画等及び事業実施評価書において判断するものとする。）以外の新たな取組であること。 ３　振興推進計画等に定める数値目標を実現できるように、地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツに係る料金単価を引き上げること。 ４　事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにオンライン予約に対応すること。	１　交付率は、定額とする。 ２　助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価（単年度当たり 250 万円）に事業年数を乗じた額とする。
	２　人材活用事業	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 １　事項１の事業と併せて実施すること。 ２　当該人材の受入れが、振興推進計画等に定める数値目標の達成に直結	

	するものであること。 3　事項２（１）と（２）は同時に実施しないこと。	
（１）研修生タイプ	事項２（１）においては、以下の条件を満たすこと。 ①　雇用契約締結時点で、当該人材の生活の拠点及び住民票が事業実施地域内、３大都市圏の都市地域、３大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域及び政令指定都市でないこと。 ②　雇用契約締結時に、当該人材が事業完了後も地域で農泊に関わる活動をする旨の意思確認を行ったことを記録するとともに、事業完了後も当該人材が地域で活動を継続できるように事業実施主体等が協力することを振興推進計画等に位置付けること。 ③　雇用契約締結後の生活の拠点及び住民票が事業実施地域内又は事業実施地域に容易に通勤できる場所であること。 ※　「３大都市圏」、「都市地域」、「一部条件不利地域」、「条件不利区域」の定義については、総務省「地域おこし協力隊員の地域要件について」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000847997.pdf）のとおり。	1　交付率は、定額とする。 2　各年度の助成額の上限は、250万円とする。 ただし、そのうち人件費に相当する額については、200万円を上限とする。 また、研修手当の上限単価は、月額14万円とする。
（２）専門家タイプ	事項２（２）においては、以下の条件を満たすこと。 ①　雇用契約に当たり、事業実施主体は、地域が有する課題及びその解決に必要な専門的知識の内容を明確化したうえで公募を行い、対面での面接により選定するプロセスを経ること。 ②　当該人材は、第９の１に定める報告に際して事業実施主体に対する助言を行うほか、事業完了後においても農泊の取組に対する事業実施主体等からの相談等について可能な限り協力すること。	1　交付率は、定額とする。 2　各年度の助成額の上限は、650万円とする。 ただし、そのうち人件費に相当する額については、600万円を上限とする。

			また、月額上限単価は75万円とする。
	3　農家民宿転換促進費	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1　事項5の事業を併せて実施すること。 2　連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに余暇法に基づく農林漁業体験民宿業の登録をしていること。	1　交付率は、定額とする。 2　連携体の構成員である農家民泊経営者1名当たりの助成額の上限は、100万円又は別表1の事項5の事業における①に要した費用の 1/2 以内のいずれか低い額とする。
農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）	4　市町村・中核法人実施型	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1　市町村以外を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 2　別記4第5に定める基準に適合するものであること。 3　事項5の事業を実施していないこと。 4　整備した宿泊施設の営業に当たっては、オンライン予約に対応すること。	1　交付率は、1/2以内とする。 2　2か年の助成額の上限は、2,500万円とする。ただし、第3の2の（1）のイの（サ）に掲げるaからeまでの条件を満たす場合にあっては、5,000万円、aからhまでの条件を満たす場合にあっては、1億円とする。ただし、助成額の上限が 5,000 万円を超える場合の延べ床

			面積１m^2あたりの事業費の上限は 29 万円とする。
	5　農家民泊経営者等実施型	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1　農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。 2　連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度末までに旅館業法の許可を取得していること。 3　別記４第５に定める基準に適合するものであること。 4　事項４の事業を実施していないこと。 5　整備した宿泊施設の営業に当たっては、オンライン予約に対応すること。	1　交付率は、1/2 以内とする。 2　助成額の上限は 5,000 万円とする。ただし、農家民泊経営者等の１名当たりの助成額の上限は、1,000 万円とする。
農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）	6　広域ネットワーク推進事業 （１）都道府県単位における取組	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1　都道府県ネットワーク組織を構築済みであること、又は事業期間中に都道府県ネットワーク組織を構築すること。 2　農泊の推進に向け、都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組であること、又は農泊に取り組む地域の拡大に向け、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組であること。	1　交付率は、定額とする。 2　１都道府県当たりの助成額の上限は、250 万円とする。
	（２）全国単位における取組 （３）地方農政局単位におけ	農泊を持続的な取組として実施できる地域の確立に向け、農泊の魅力を国内外の消費者に発信するためのプロモーション、農泊地域等の経営能力向上のための経営セミナー、農泊地域等における様々な課題を解決するための専門家派遣、農泊の効果分析や取	1　交付率は、定額とする。 2　取組ごとの上限は、（２）の取組に当たっ

	る取組	組の成果の横展開のための調査・研究等を行う取組であること。	ては農村振興局長が、（３）の取組に当たっては地方農政局長が別に定める公募要領によるものとする。 ３　専門家派遣に要する専門家の旅費は派遣先地域の自己負担とする。

別表３

農泊推進型に係る事業承認者

事業実施主体の区分		事業承認者
農泊推進型の事業実施主体		
農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型の事業実施主体		
	北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
	沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
広域ネットワーク推進事業のうち都道府県単位における取組		
	北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
	沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
広域ネットワーク推進事業のうち全国単位における取組		農村振興局長
広域ネットワーク推進事業のうち地方農政局単位における取組		地方農政局長

別紙様式第１号

番　　号
年　　月　　日

農村振興局長　　殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）の関係書類の報告について

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記４の第３又は第９の規定に基づき、下記の事項について提出（報告）します。

記

	農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（の変更）
	年度別事業実施計画
	事業実施評価

※　該当する事項に「○」を記入してください。

別紙様式第２号

文書番号（任意記載）	
申請年月日	令和　年　月　日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 承認申請
（農泊推進型）

事業開始年度	令和○年度

【取組メニュー】

農山漁村発イノベーション推進事業	
	農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）
	農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）
	人材活用事業（研修生タイプ）
	人材活用事業（専門家タイプ）
	農家民宿転換促進費
農山漁村発イノベーション整備事業	

※推進事業を実施する場合は該当する取組事業に「○」を記入してください。
※整備事業を実施する場合は、整備区分(注)欄に記入してください。

整備区分	

注　整備区分については、以下のいずれかから該当するものを選択してください。
・市町村・中核法人実施型
・農家民泊経営者等実施型

地域・事業実施主体等の概要

・地域の概要

・事業実施主体（地域協議会）構成員数（団体数）　○○名（○○団体）
　うち宿泊関係者数（団体数）　○○名（○○団体）
　うち飲食関係者数（団体数）　○○名（○○団体）
　うち体験プログラム提供者数（団体数）　○○名（○○団体）

注　事業実施主体が連携体の場合は、連携する地域協議会の構成についても記載すること。

取組のポイント（10行以内）

注　事業実施主体が連携体の場合は、連携する地域協議会の取組について記載すること。

１．事業実施主体等

１－１．農泊推進事業、人材活用事業

フリガナ	
事業実施主体（団体名）名	
組織形態	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事業実施主体の所在地及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局の所在地及び連絡先	

１－２．農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

フリガナ	
事業実施主体（団体名）名	
組織形態	
取組地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事業実施主体の所在地及び連絡先	

２．事業実施主体構成員

事業実施主体構成員 （団体・個人）の名称［法人形態］ 所在地及び連絡先	中核 法人	事業実施主体内 における役割

注１　地域協議会構成員については、宿泊、食事及び体験プログラムを提供する者を含むこと。
注２　「事業実施主体内における役割」欄には、「体験プログラム（○○○）を提供」「飲食店（○○○）に食材供給」「宿泊（定員：○名）」等具体的に記載すること。
注３　「９．収支見通し」と整合を図ること。
注４　事業実施主体が連携体の場合は、地域協議会及びその構成員である農家民泊経営者等を全て記載すること。

３．事業実施主体体制図

※　宿泊・食事・体験メニューの提供といった機能をどの者が担っているか、又は担うことが見込まれるのか、図等を用いて分かりやすく記載すること。

（例）
プロモーション担当
株式会社〇〇

インバウンド旅行企画販売
株式会社〇×

地域協議会	中核団体	一般社団法人Ａ
	宿泊受入	ＮＰＯ〇〇〇
		Ａ農家
		Ｂ農家
		Ｃ農家
	食事	レストランＡ
		レストランＢ
		農家レストランＡ
	体験メニュー	株式会社Ａ
		Ａ農家
		Ｂ農家
		株式会社Ｂ

（連携体）

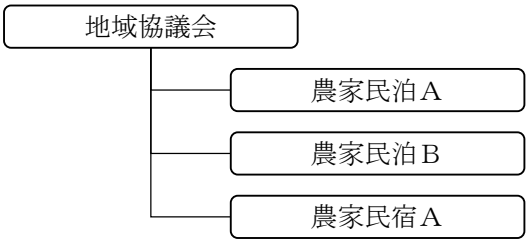

通常の審査体制			代表者が不在となった時の地位承継者		
	代表者			代表者	
	運営責任者			運営責任者	
	事務局長			事務局長	
	経営責任者			経営責任者	

［会計事務の審査体制］

［会計監査及び事務監査の方法］

注１　事業に関係する者の全体像及び会計事務の審査体制が把握できるよう、図表（体制図）を用いて明示すること。
注２　連携する地方公共団体（都道府県、市町村）、研究機関等があれば（予定を含む）、事業実施主体体制図にそれぞれの役割を含めて明示すること。
注３　事業実施主体の代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長又は経理責任者が不在となった場合の地位承継者等を必ず明示すること。また、代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長又は経理責任者の経歴や実績（ただし、観光や地域振興に関係した分野に限定）を添付すること。

４．地域の現状・課題

※　これまでの取組状況（宿泊者数、訪問者数、イベント、参加した展示会等）について、数値等データを元にして具体的に記載すること。
※　これまでの取組等を通じて明らかになった課題について具体的に記載すること。

注１　農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）の場合は、過去の農泊事業で取り組んだ内容を簡潔に記載したうえで、新たな取組を行うこととなった背景や経緯についても明記すること。
注２　農家民泊経営者等実施型の場合は、改修対象施設の旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得状況又は取得見込み（取得への課題等）について記載すること。

５．課題に対する対応（事業実施内容）

※　「４．地域の現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対して本事業を活用するのか明記すること。

※　別表１の事項１の事業（農泊推進事業）、事項２の事業（人材活用事業）、事項４の事業（市町村・中核法人実施型）及び事項５の事業（農家民泊経営者等実施型）については、本事業終了後、引き続き地域で生産された農林水産物を用いた食事及び農林漁業体験等の提供を持続的な取組として継続するための工夫等について記載すること。

　また、これらの事業における宿泊・食事・体験の提供に係る営業に当たっては、それぞれ以下の営業の継続期間において、以下の営業に当たっての基準を遵守することとする。

（ただし、事業完了後に提供する食事メニュー及び体験プログラムについては必ずしも事業完了時点のものと同一である必要はない。）

	営業に当たっての基準	営業の継続期間
①　別表１の事項１の事業（農泊推進事業）及び事項２の事業（人材活用事業）を行う場合	本様式の６の（１）で定める食事メニュー及び体験プログラムの提供数を下回らないこと	事業完了後５年間
②　別表１の事項４の事業（市町村・中核法人実施型）及び事項５の事業（農家民泊経営者等実施型）により宿泊施設の整備を行う場合	本様式の５で宿泊施設の類型ごとに定める営業基準日数を下回らないこと	交付対象施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間
③　①及び②を合わせ行う場合	別表１の事項１及び２の事業については①の基準及び期間 別表１の事項４及び５の事業については②の基準及び期間	

【農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）】

※　宿泊部門、飲食部門又は体験プログラム部門の別を問わず、客単価及び客数の向上に向けた具体的な取組を記載すること。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和〇年度（１年目）】

（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【令和○年度（２年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）】
※　宿泊部門、飲食部門又は体験プログラム部門の別を問わず、客単価及び客数の向上に向けた具体的な取組を記載すること。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和○年度（１年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【令和○年度（２年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【人材活用事業（研修生タイプ）】
※　目標の達成に向けた具体的な取組を記載すること。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和○年度（１年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【令和○年度（２年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【人材活用事業（専門家タイプ）】
※　目標の達成に向けた具体的な取組を記載すること。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和○年度（１年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【令和○年度（２年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を記入すること。

【農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型】
※　改修する施設、改修内容及び農泊推進事業との連携等を具体的に記載すること。
※　農家民泊経営者等実施型の場合は、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な改修内容とその他の改修内容とに分けて記載すること。
※　整備した宿泊施設の営業に当たっては、交付対象施設等の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間内において、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型の対象となる宿泊施設の類型ごとに、以下に示す営業基準日数を下回らない営業を行うこと。
　また、以下の基準を下回らざるを得ない場合については、その理由を備考欄に具体的に記載すること。併せて、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載すること。

【令和〇年度（１年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「〇」を記入すること。

【令和〇年度（２年目）】
（具体的な取組について記載）

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注１）「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載する。
注２）「主要な取組」の欄には、取組のうち「６．目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「〇」を記入すること。

【宿泊施設の類型】	【営業基準日数】	【目標年度の営業日数】	【備考】
旅館・ホテル	20日/月 かつ 240日/年		
農家民宿	100日／年		
農家民泊・民泊　等	50日／年		

６．目標

※　本計画で取り組む事業について記載する（過年度に実施した事業の記載は不要）。

（１）目標及び評価指標（農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、人材活用事業）

目標項目	現状 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	目標年度 （令和〇年度）
売上高（万円）			
延べ宿泊者数（人泊）			
評価指標項目	現状 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	目標年度 （令和〇年度）

※数値は事業実施主体構成員の数値の単純合計とする。

目標及び評価指標設定の考え方

・
・
・

（２）目標及び評価指標（農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）、人材活用事業）

目標項目	現状 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	目標年度 （令和〇年度）
売上高（万円）			
延べ宿泊者数（人泊）			
料金単価（円）			
評価指標項目	現状 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	目標年度 （令和〇年度）
(目標達成に必要となる評価指標項目を設定)			

※数値は事業実施主体構成員の数値の単純合計とする。
※売上高の目標は、交付申請額以上となること。
※料金単価は、施設・メニュー毎に記載する。

目標及び評価指標設定の考え方

・
・
・

（３）目標及び評価指標（市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型）

目標項目	現状 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	目標年度 （令和〇年度）
売上高（万円）				
延べ宿泊者数（人泊）				
評価指標項目	現状 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	途中年度 （令和〇年度）	目標年度 （令和〇年度）

※改修施設ごとの数値及びその合計値を記載すること。

目標及び評価指標設定の考え方

・
・
・

注１　目標年度は、農泊推進事業のみを実施する場合は事業完了年度、市町村・中核法人実施型又は農家民泊経営者等実施型を実施する場合は事業開始から起算して３年目とする。

注２　「目標設定の考え方」については、客観的な数値（例：県の観光計画、近年の旅行者数の伸び、インバウンド需要の伸び（ＬＣＣ就航、クルーズ船入港計画等）、観光インフラ整備状況）を基礎として記載することとする。また、参考となる資料は別添として添付することとする。

注３　評価指標については、飲食店の来店者数、直売所の来場者数、体験プログラム数等、（１）～（３）の目標の達成に向けた指標項目を複数設定すること。

注４　「目標及び評価指標設定の考え方」には、目標年度までの途中年度の目標を記載すること。

７．年度別事業計画とその経費の内訳（※積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費　　（単位：千円）

取組内容	総事業費 ①=②＋③＋④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
１．農泊推進事業	0	0	0	0	
農泊地域創出タイプ	0				
農泊地域経営強化タイプ	0				
２．人材活用事業	0	0	0	0	
研修生タイプ	0				
専門家タイプ	0				
３．市町村・中核法人実施型	0				
４．農家民泊経営者等実施型	0				
	（うち※１　　）	（うち※２　　）			
合　　計	0	0	0	0	

注１ 取組内容は、「５．課題に対する対応（事業実施内容）」と整合を図ることとする。
注２ 経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載することとする。
注３ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称等を備考欄に記載することとする。
自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載することとする。
また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載することとする。
注４ 交付金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となる。
注５ 事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載することとする。
注６ 謝金及び賃金については、単価とその単価が妥当で適正であることを示す根拠資料（地域協議会の謝金規程、雇用契約に基づく時間当たり単価等）を添付すること。
注７ 農家民泊経営者等実施型において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「総事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（※１）を、「本交付金」の欄において農家民宿転換促進費（※２）を括弧内に記載すること。

８．施設整備計画（市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型）

（１）事業内容及び事業量

※　具体的な整備内容及び事業量を記載すること。併せて積算資料を添付すること。

※　国費が５千万円を超える宿泊施設の整備を計画する場合は、対象施設の客室数等の施設規模が適正であることを具体的な数値をもって明らかにすること。

※　売買契約等所有権が確実に移転することを甲乙承認している書類（任意様式）を添付すること。

　また、賃貸借契約又は使用貸借契約により事業を実施する場合にあっては、その契約の写しを添付すること。

（２）事業費及び資金計画　　（単位：千円）

施設名	事業費Ａ	国費Ｂ	交付金以外の財源 Ｃ＝Ａ－Ｂ
	（うち※１　　）	（うち※２　　）	
	（うち※１　　）	（うち※２　　）	
	（うち※１　　）	（うち※２　　）	

※　改修施設ごとに記載すること。

※　農家民泊経営者等実施型において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（※１）を、「国費」の欄において農家民宿転換促進費（※２）を括弧内に記載すること。

・Ｃ欄の資金計画

※　出資、融資、自己資金等の資金計画を明らかにすること。

（３）収支計画　　（単位：千円）

施設名				
年度	収入Ａ	支出Ｂ	Ｃ＝Ａ－Ｂ	項目
施設名				
年度	収入Ａ	支出Ｂ	Ｃ＝Ａ－Ｂ	項目
施設名				
年度	収入Ａ	支出Ｂ	Ｃ＝Ａ－Ｂ	項目

※　項目欄には、収入の基礎となるデータ（来客数、販売数、客単価等）及び支出の基礎となるデータ（仕入れ数、雇用者数、仕入れ単価等）を記載すること。

※　改修施設ごとに当該施設単独での収支計画を記載すること。

※　「９．収支見通し」と整合性をとること。

（４）償還計画

想定金利：　　％

（単位：千円）

年度	期首残高	借入又は 償還の額	期末残高	融資条件
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				
R●年度				

※　事業実施主体が連携体の場合は、改修施設を所有する農家民泊経営者等ごとに償還計画を記載すること。

９．収支見通し

２．事業実施主体構成員に記載する構成員のメンバーを記載すること。
農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体が分かるようにアンダーラインで示すこと。

・
・
・
・

（単位：千円）

	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	備考
宿泊					
宿泊者数					施設整備Ｒ●年完了
宿泊単価					
飲食					
来店者数					
飲食単価					
体験プログラム販売					体験プログラム名を記載（収支は体験プログラムごとに作成する）
プログラム参加者					
単価					
その他					直売所等の収益を記載
売上					
人件費					○○千円/人/年（※平均単価）
・宿泊費分					
・飲食費分					
・体験費分					
販管費等					
・宿泊費分					
・飲食費分					
・体験費分					
補助金自己負担分					
経費					
経常利益					事業完了年度の翌年度までに黒字化を達成する計画とすること

【体験メニューの具体的内容】
実施する体験メニューの詳細な内容、及び実施事業者について記載すること。

（例）
・　○○体験（実施主体　○○○振興公社）
○○○振興公社及び地元農家の方々にガイド及び受入先として協力していただき、果樹園での収穫、地元農家や地元の方々との交流を楽しんでいただく。

別紙様式第３号

文書番号（任意記載）	
申請年月日	令和　年　月　日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	

年度別事業実施計画
（農泊推進型）

事業開始年度	令和○年度

事業名	事業実施期間	目標年度	事業実施内容	交付額等（円）
農山漁村発イノベーション推進事業				
１．農泊推進事業 （１）農泊地域創出タイプ			令和○年度（実績） 令和○年度（計画）	（事業実績額） （交付実績額） （事業予定額） （交付予定額）
（２）農泊地域経営強化タイプ			令和○年度（実績） 令和○年度（計画）	（事業実績額） （交付実績額） （事業予定額） （交付予定額）
２．人材活用事業 （１）研修生タイプ			令和○年度（実績） 令和○年度（計画）	（事業実績額） （交付実績額） （事業予定額） （交付予定額）
（２）専門家タイプ			令和○年度（実績） 令和○年度（計画）	（事業実績額） （交付実績額） （事業予定額） （交付予定額）

農山漁村発イノベーション整備事業				
３．市町村・中核法人実施型			令和〇年度（実績） 令和〇年度（計画）	（事業実績額） （交付実績額） （事業予定額） （交付予定額）
４．農家民泊経営者等実施型			令和〇年度（実績） 令和〇年度（計画）	（事業実績額） （交付実績額） （事業予定額） （交付予定額）

（注）実施していない事業については、行を削除すること

別紙様式第４号

文書番号（任意記載）	
申請年月日	令和　年　月　日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画 承認申請
（農泊推進型）

【取組メニュー】

広域ネットワーク推進事業	
	全国単位における取組
	地方農政局単位における取組
	都道府県単位における取組

地域・事業実施主体等の概要

・地域の概要

取組のポイント（10行以内）

１．事業実施主体

フリガナ	
事業実施主体名	
フリガナ	
事業実施主体の所在地及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局の所在地及び連絡先	

２．現状・課題

３．課題に対する対応

４．目標

５．事業実施内容

６．事業計画とその経費の内訳（※　積算資料を添付して下さい。）

取組内容と主な経費　　（単位：千円）

取組内容	総事業費 ①=②＋③＋④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
	0				
合　　計	0	0	0	0	

注１ 取組内容は、「５．事業実施内容」と整合を図ることとする。
注２ 経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載することとする。
注３ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称等を備考欄に記載することとする。
　　自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載することとする。
　　また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載することとする。
注４ 交付金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となる。
注５ 事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載することとする。
注６ 謝金及び賃金については、単価とその単価が妥当で適正であることを示す根拠資料（事業実施主体の謝金規程、雇用契約に基づく時間当たり単価等）を添付すること。

別紙様式第５号

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和　年　月　日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	

工事の着手届
（農泊推進型）

実施年度	令和○年度

施設等名	
事業内容 （事業量、規模等）	
事業費（円）	
着手予定場所	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	
工事監理者名	

（注）工程表を添付してください。

別紙様式第６号

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和　年　月　日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	

工事の完了届
（農泊推進型）

実施年度	令和○年度

施設等名	
事業内容 （事業量、規模等）	
事業費（円）	
着手場所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法：	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
施行方法	
請負業者名	
工事監理者名	

別紙様式第７号

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和　年　月　日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	

事業実施評価書
（農泊推進型）

１．事業名

農山漁村発イノベーション推進事業	
	農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）
	農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）
	人材活用事業（研修生タイプ）
	人材活用事業（専門家タイプ）
	農家民宿転換促進費
農山漁村発イノベーション整備事業	

※推進事業を実施する場合は該当する取組事業に「○」を記入してください。
※整備事業を実施する場合は、整備区分(注)欄に記入してください。

整備区分	

（注）評価対象年度に実施したメニューを選択してください。
（注）整備区分については、市町村・中核法人実施型と農家民泊経営者等実施型から該当するものを選択してください。

２．事業概要

事業目的				
事業費・交付額	事業費	円	交付額	円
（農泊推進事業）	事業費		交付額	
（１）農泊地域創出タイプ	事業費	円	交付額	円
（２）農泊地域経営強化タイプ	事業費	円	交付額	円
（人材活用事業）	事業費		交付額	
（１）研修生タイプ	事業費	円	交付額	円
（２）専門家タイプ	事業費	円	交付額	円
（農家民宿転換促進費）	事業費	円	交付額	円
（市町村・中核法人実施型）	事業費	円	交付額	円
（農家民泊経営者等実施型）	事業費	円	交付額	円

（注）実施していない事業については、行を削除すること
（注）評価年度分を記載すること

・事業実施期間

事業着手日	令和　年　月　日
事業完了日	令和　年　月　日

（注）評価年度分を記載すること

３．取組状況

（１）農泊推進事業

（農泊地域創出タイプ）

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数（①）		主要な取組	実施数（②）	実施率（②／①）
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

（注）「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

＜補足事項＞

（注）取組状況について、補足する事項があれば記載する。

（１）農泊推進事業

（農泊地域経営強化タイプ）

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数（①）		主要な取組	実施数（②）	実施率（②／①）
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

（注）「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

＜補足事項＞

（注）取組状況について、補足する事項があれば記載する。

（2）人材活用事業

（研修生タイプ）

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数（①）		主要な取組	実施数（②）	実施率（②／①）
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

（注）「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

＜補足事項＞

（注）取組状況について、補足する事項があれば記載する。

（2）人材活用事業

（専門家タイプ）

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数（①）		主要な取組	実施数（②）	実施率（②／①）
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

（注）「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

＜補足事項＞

（注）取組状況について、補足する事項があれば記載する。

（3）市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

番号	計画				実績	
	取組内容	実施予定数（①）		主要な取組	実施数（②）	実施率（②／①）
		数量	単位			
1						
2						
3						
4						
5						

（注）「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

＜補足事項＞

（注）取組状況について、補足する事項があれば記載する。

４．事業実績

（1）農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、人材活用事業

目標	目標値	実績値	達成率
・売上高（万円）	万円	万円	
・延べ宿泊者数（人泊）	人泊	人泊	
目標	目標値	実績値	達成率
・○○			

＜補足事項＞

（注）事業実績について、補足する事項があれば記載する。

（2）農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）、人材活用事業

目標	目標値	実績値	達成率
・売上高（万円）			
・延べ宿泊者数（人泊）			
・料金単価（円）			
目標	目標値	実績値	達成率
・○○			

※　売上高の目標は、交付確定額以上となること。
※　料金単価は施設・メニュー毎に記載する。

＜補足事項＞

（注）事業実績について、補足する事項があれば記載する。

（3）市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

目標	目標値	実績値	達成率
・売上高（万円）	万円	万円	
・延べ宿泊者数（人泊）	人泊	人泊	
目標	目標値	実績値	達成率
・○○			

※　改修施設ごとに記載すること。

＜補足事項＞

（注）事業実績について、補足する事項があれば記載する。

５．実施体制

事業実施主体体制図

＜補足事項＞

（注）実施体制について、補足する事項があれば記載する。

６．その他の事項

７－１．農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

地域の将来像に向けた取組の進捗状況

（１）農泊についての地域の合意形成

（２）農泊実施組織

（３）農山漁村の魅力向上及びマーケティングの取組

（４）オンライン予約への対応状況

７－２．農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）

新たな取組による単価の引き上げやDXによる生産性向上を図り経費節減のための取組の進捗状況

８．所見

（注）上記の状況を踏まえて、次年度以降の活動において留意する事項等を記載すること

９．参考資料

（注）各取組の実施状況が分かる写真や資料があれば添付すること。（A4判１、２枚程度）

別紙様式第８号

番　　号
年　　月　　日

事業承認者　　殿

第三者機関名
（農泊推進型）
代表者名

令和●年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）の事業実施評価に関する意見の報告について

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記４の第９の３の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第９号

文書番号（任意記載）	
提出年月日	令和　年　月　日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	

事業改善計画書
（農泊推進型）

１　目標の達成状況

目標項目	目標値 （令和●年度）	達成状況 （令和●年度）

２　目標未達成の主な要因・理由

（注）目標未達成の要因が気象災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

３　改善計画

【２の主な要因・理由を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記述。】

別紙様式第10号

環境負荷軽減のチェックシート

①農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の１から５までの取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます。）。

②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に ✓ を記入してください。
なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

		チェック欄
1	**適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止** ○農産物の調達を行う場合は、環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討する。（該当しない □） ○肥料・飼料等の製造を行う場合は、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。（該当しない □）	□
2	**エネルギーの節減** ◎施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。 ◎省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビス、排ガス対策機械の利用等）。 ◎環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。	□
3	**廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分** ◎プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。 ◎資源の再利用を検討する。 ○食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。（該当しない□ ）	□
4	**生物多様性への悪影響の防止** ○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。（該当しない□ ） ○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。（該当しない□ ）	□
5	**環境関係法令の遵守** ◎みどりの食料システムを理解する。（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html） ◎適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。 ◎環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。 ○機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。また、正しい知識に基づく作業安全に努める。（該当しない□ ）	□